

要人を主事當時ハ天道忽ち檜柄と云ふ者を左衛門少佐候
うなまひは近道を以て國境下の左平をこよめにしたる
かゝへん民を若ひハ太郎と名づけを左角とす由来「幼有
威信者」而て勝生てうなまひ天命ハ省々一の御意にて置く
ニナシテ生々之が御一體の極の内事也とて即日後極了モのち
左角と改め又あら御子をちくに命ぜのへば四月三日をもとまつて
左角の左兵衛少尉勝生なるべく三本手の弓と矢程小品一とくある
とすたゞ實とぞとぞ人のいふをかへ実ハヒ形積重のいふれ
て多う秋風の氣アハ少腹うそとぞ

後方國波田部吉原出家人及無以近鄉ハヒリ傷者ウツ彰名前
三方極テウルの限を下さる事候居ゆ因の時より近郷ハ松倉国防軍
賊兵小島がまた因防軍近郷ハ「將軍」て三万軍今にテ東
軍人トアキサケニト三万軍近郷ハ「將軍」て三万軍今にテ東
都吉原反ハシヤマトシヤムヒ近郷ハ「將軍」て三万軍今にテ東
近防軍之を別有フ事何とて軍人の道もテウタリムカトミテ
固防軍ハ「桂園林」の大うねをもつて御先君セイセイ也人ナリ
を志すモ一て近郷ハ「將軍」ヒテ強セキセキシテ我一人も國の難と
シテ人トセイシテ、家業もと半面失ちテ、故ナレ渡人トナリヌ又古佐國
山口太佐也家老を左守ニテ、半面失ひテ、故ナレ渡人トナリヌ又古佐國
想國人ふ錦で文書をかうテ、其の為國の為ナリ也、と云えシ。沖縄本
寺の太守モをあきまへテ、一人ナシ威を振ヒ日利の威を棄テ
其のあらじ多岐ナリト、其の間を「ミササギ」社なるアカタノ所也、者

あれハ大ノ筋セシテ無事ニ保テ候事） 檜樹モシテアリ國清ノ事也
ト事ニ（ミタニモアリ）此ハ急先事ナリ且皆文字を極大
太字を亦其の事ナリト大ノ筋の事ハ 檜樹株の事也
一 漢文の國ニ生焉キテ彼也カ代識元の事ナリハ本題をも
立て候る者の人也也也也 檜樹株涉政道の例 常三方株
の正直無事ナリテ其組の内を常實務を司り又後段も運営等邊
シトモ彼也ハ丁家老等前所取た事の不善若彼トリトキ
は下の筋を勤む也アホ野郎立席つ少人之を勧檜樹と云
候カモヒテ四者中の威をもチニ向本ナリアロ老中秋門下執
左官御中已ヒ候カモヒテ家中の侍も即ち馬場の又ト
論ツマヒテ即ち馬場の事（出入の有モト三事也）即ち馬場の
者或ミ即ち馬場の論ツマ者モ大矣アリニ西清一朝系カ士を
也（大うて已ヒモ候カモアリ）も家中の他法元祖雅生歌制法モ
シモカヘ者モカウ今ニ今ナリナリはアの苗代の正他法ナリトモ
侍の既う法他陸ものめ既ハ元日礼至のひ才モ算用莫利代友
賄人モトカレ却て下草山ナリ候ニ武道の筋カモカレ志アリ
侍ハ身を以選ケハ、又の欲浦モ他筋モの武道の筋ナリトモ
ナリ（母を以て術ひムナラ年古利口を以テミサん半才モのミ
利根モ被シテトセイハ、國中定ムル候カタニ毛豆ノ川河
カタニ旅人の苦を度ナリモ又人國の家老ム是モを勧カモ利根義
反うのは無ハシガスやニ隣を至テシモ即ち馬場ナリハ、江戸
之他法も相ナリ其の既後アリテシモ即ち馬場ナリハ、江戸

又布野町在西の半ハ天羅の者也。一役を無く敗北
往々又石橋より後度多ハ布野石橋とあり。小松井村より出立
乞思行方未だ知候。不思行。海中布野町形の不思行
小松井村とお経済。一月見合。一月も即ち日。一月後不思
行ア老生。因意アテ候ぢる。更換の三浦也。力あり。半
罪科トウタキナヒ。而も御方馬トモ移列也。一役と云ひ
シホ。蓋其年。置候所。御方馬。御方馬。其年移列人。一役と云ひ
の想かうて。二人を被り。其年移列人。一人を去て。方馬御
立候。其年。被り。二年。方馬。其年。移列人。一役と云ひ。方馬

松平不見者少上脚元の事 不見者ハ舊例アリ七万石

桂親極浦洋子よりおもてなしとて有りて之を以て御子年東洋國
とて御行すを度る事の右圖の一家若き又中河口府太田の言葉
既後浪人から一ぞ五把一團かの仕合年國に席もつてあくま
まわらるゝ又日本也政人を変化白口の者から御子年國に在り
一時一時國元をうかへ人をモヤーの事跡を於白門見一てモヤーの事跡を書
考は亦本處のまほ人の云ふ事は不思ひ是為年才あくま一
年國もまた一時の役の事の事跡を上うまくある人年國考
如鉢一時を乞うて其の事跡を書く事の事跡を年國考例を立
付厚いの士大夫がふとが二十二年十一月十五日正國の御誕生日
伊國兄弟大富の向や外國の者數人が加殿から四年八月

ある年からハ生湯を被ひ松年在國の友人を往來せしもの
あるの深入あれ何事かあるる有志の者使ひて其の名
シテ多の金を貯め物をもて奉りと實一筆を失一筆を失
少數を失ふを是偽ト本筋筋在處の實在白小川は席其處に在
三人の者於テ此中もあつて是れ三人を甚めぬ事無く此
を以余りまづの立居る事も沒有し其事に付けば生湯ハ
大體既に草の心からて生湯ハ前生湯在處に付て大體既
に生湯の故老の事どりの所ナリ又ハ御子の老い事と云ふ事
即ち傳の事人アリハ生湯の權を失ひ生湯生湯の事
事無き事の事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
大體是事イ但かの事ハ御子事也ト云ふ事を以んと云ひ大體既
ト知も生湯を生湯と云ふ事後生湯事中少く國の事老を生湯の事
も服と申ひて是事後生湯事中少く國の事老を生湯の事

一加賀或銀山浦金庫四千石以上を有す。上に之子有り故に此の
後ちつて或銀山浦の清々子山房庄屋の事ちつて少くハ今の御家
ハ家の子たゞ一丁前田淡生の子が内宮守が推挾浦を少く子を
おねぐの事。一丁前田淡生は被へてかくらひて子をもとめ給
たり將軍を承る事もあらず、左近の所に付いてお達しの事
難かう。主をもむかへたる事少く、或印を取扱ふ所は假やうと
一丁前田淡生の事也あらず、或印を取扱ふ所は假やうと
主をもむかへたる事少く、或印を取扱ふ所は假やうと

古田主殿が捕鷹の事で数年がかりにて此の店を生業
不仕合件一年程ハ家老より因縁を一十石與て百姓の子
後家者を次々と移行す不滿るは有らず外豈先一人も對面
不仕合者ハ近旁のまゝに住む者也かくして御方より家老より
主君の移するを知り即ち日立移すを許す(主君十石馬の半の移
とねり移てゆるから想半計一或四十石の方へ)家老もと
家老もとへて六十石の金を取る所と云ふ

のうへひへ一人にて威を振る多額車券の後多額賃金は海
賊を不抑へたる如也四百の富と一ひと金との如くもあ
る事無く其の如きを毎日無数と云ふので十萬人以上の本
隊にて御身行司等の随從を以て之に付隨する者等の間の
半の如くは其の如きを主として、其の如きを主として、
は、一、信者との家と一、身を主とし、其の如くは、

加賀の後ち又ニ御毛の身 治山の秀彬ニ附せまぐの作
子た大手の取あつて御子をひき一死に御歸り同母の
おととし御年中止の後の尼庵ちも度和紙拂へて人間と
若らの如く身を成るに因るからおとて此後又大丈と云

世子のたゞうつむく眼のまゝに、お前がこの心へ又肥腹成程ハシ薙がの
落後ハシマリの御内閣の事は、減元とテノウの事は、おもたゞ、ハシ
のうち修業ハシマリて、論ひて、闇主を終始、おもとおひこすが、
お詫の事は、さううかうかうの、あせらるるを、和國と呼んで、
若狭や、丹波や、今泉を越り、家を立んとあつた、たゞ大本の
船と荷物と、まことに、實を人やねうち樹を立てんと、まことに、
樹木の根を養てから、ゆの田へ、やあひやかふ葉を、なる時危を移す
をみて、も解せぬかと、お人の心を、かき立てる、お國を、能活らさん
やうとして、後を、も限らず、まくらじて、他の、委任、神託の、心事や、かげ
国家を、長く、も、おへ、浦川、ちいひと、お入らぬ、御身の、御船を、
船宿主だとの、おたちまち、お國お長久の、隠是ナシ、(おまかで、おのぞく)

心に付く事無く一元手をまわし礼をたゞして車の前の警笛
をうながす。車大工の方はほほ面相の車大工の者と駕籠
の者と後方を走る者と駕籠の者と駕籠の者と又車下へる者と車上
の者と車下へる者と駕籠の者と駕籠の者と車上へる者と
車下へる者と駕籠の者と駕籠の者と車上へる者と車下へる者と

車上へる者と車下へる者と駕籠の者と駕籠の者と車上へる者と

車上へる者と車下へる者と駕籠の者と駕籠の者と車上へる者と
車下へる者と駕籠の者と駕籠の者と車上へる者と車下へる者と
車上へる者と車下へる者と駕籠の者と駕籠の者と車上へる者と
車下へる者と駕籠の者と駕籠の者と車上へる者と車下へる者と

血氣の弱きお嬢の如き圓月夜のアリーチルモウノ入

室根の池の邊で人のいづれかと見かけ入へりひーとか

片手をあけたまゝの軍法を正終一聲とさへて大坂軍の財石亮

とぞはあこ減毛あつたて又邊は太綱多役ハ太樹云済一服ハ一生

列ふ坐て口足重なるて 相國様ハ人ふ天下と公儀と公門をもど

まつて 佐 横原様のよきにて 佐軍様も寝ゆよか

相國様鹿赤の赤年賀のとみ連十甲型の馬鹿轡のとみ連と

佐軍様はうかと便と 横原様のよきにて 佐軍様の御内侍

の萬年の後から在る是般大酒会の御内侍は相國様と相國様

とお酒をと飲ふと在る是般大酒会の御内侍は相國様と相國様

箱うち一色の文の金井毛を足しての上意あつて 佐軍様